

平成21年(ネ)第5746号各損害賠償等費用請求控訴事件

判 決 要 旨

第1 当事者

- 1 控訴人 アブドル・アジズらインドネシア共和国の住民5921名，
インドネシア環境フォーラム（ワルヒ）
- 2 被控訴人 国，独立行政法人国際協力機構，東電設計株式会社

第2 主文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

第3 本件訴訟の概要

- 1 アブドル・アジズらインドネシアの住民5921名（以下「控訴人住民ら」という。）は，インドネシア共和国スマトラ島中部のカンパル・カナン川等の流域に居住する者らであるが，インドネシア共和国政府によって計画・実施されたコトパンジャン・ダム（本件ダム）の建設に伴い，強制的に移住させられた上，約束された財産の補償を受けられないなどの被害を被ったとして，本件ダムの建設資金である円借款を供与した被控訴人国，円借款契約を締結した海外経済協力基金（以下「基金」という。）を承継した被控訴人国際協力機構及び本件ダム建設プロジェクトに関与した被控訴人東電設計に対し，国家賠償法又は不法行為に基づき，各自500万円の損害賠償請求をするとともに，被控訴人国及び同東電設計に対し，本件ダム建設以前の状態に復元することなどを，インドネシア共和国政府等に対して勧告するよう求めた。
- 2 控訴人インドネシア環境フォーラム（以下「控訴人ワルヒ」という。）は，インドネシア共和国で設立された財団法人であるが，被控訴人らに対し，本件ダムの建設により破壊された自然環境保護のために支出した費用の支払を求めるとともに，上記同様の勧告をするよう求めた。

第4 当裁判所の判断

- 1 控訴人らの金銭請求について
 - (1) 控訴人住民らの金銭請求について
 - ア 被控訴人国及び被控訴人国際協力機構に対する損害賠償請求について
円借款は，開発途上国のインフラの整備のために当該国の自助努力の支

援を目的として行われる有償資金協力であり、円借款により実施されるプロジェクトの主体は、あくまでも被援助国政府である。本件ダム建設プロジェクトの実施地域の控訴人住民らに対し移住以前と同等以上の生活水準を確保すべきことを内容とする住民の移住問題は、被援助国政府であるインドネシア政府が責任をもって対応すべきものであって、被控訴人国及び円借款契約を締結した基金が、控訴人住民らに対し、法的な注意義務を負うものでないことは明らかである。

被控訴人国及び基金は、本件円借款の供与に際し、インドネシア政府が移住地における住民らの生活水準を確保し、ダム流域住民らの移住及び補償の合意を公正かつ平等な手続により行うことなどの条件を定め、履行確保の特約をしているが、これらは、被控訴人国及び基金とインドネシア政府との間で効力を生じるものにすぎず、日本国政府及び基金が、控訴人住民らに対し、法的義務を負うものではない。

控訴人住民らは、被控訴人国及び基金に控訴人住民らに対する注意義務違反があったなどと縷々主張をするが、いずれも前提を欠くものといわざるを得ない。

したがって、控訴人住民らの被控訴人国及び被控訴人国際協力機構に対する損害賠償請求は、理由がない。

イ 被控訴人東電設計に対する損害賠償請求について

被控訴人東電設計は、本件ダム建設プロジェクトに関し、インドネシア共和国の国有電力会社（PLN）等との間で締結した業務委託契約に基づき、受託業務を遂行したにとどまるから、PLN等に対し契約上の義務を負う以上に、控訴人住民らに対し、移住以前と同等以上の生活水準を確保すべき法的な注意義務を負ったものと解することはできない。また、被控訴人東電設計が、受託業務を遂行した過程において、控訴人住民らに対し、直接的にその権利利益を侵害するような行為をしたと認めるに足りる証拠もない。

したがって、控訴人住民らの被控訴人東電設計に対する損害賠償請求は、理由がない。

(2) 控訴人ワルヒの金銭請求について

控訴人ワルヒの被控訴人らに対する費用支払請求は、その前提である被控訴人らに自然保護義務等があるとの主張に法律上の根拠がなく、理由がない。

2 控訴人らの勧告請求について

被控訴人国に対する勧告請求は、外交交渉を義務付けるものであって、司法権の限界を超えるから、不適法として却下を免れず、被控訴人東電設計に対する勧告請求は、その法的根拠が明らかでなく、理由がない。

第3 結論

以上のおりであるから、原判決は、相当であり、本件控訴は、いずれも理由がない。

以 上